

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和6年度第2回宮古市地域包括支援センター運営協議会を、次のとおり開催しました。

令和7年3月10日

宮古市地域包括支援センター運営協議会

1 開催日時

令和7年3月10日（月）18:30～19:15

2 開催場所

宮古市市民交流センター2階 多目的ホール

3 議題

- (1) 令和7年度宮古市地域包括支援センター重点方針について
- (2) 令和7年度宮古市地域包括支援センター事業計画（案）について
- (3) 条例改正について
- (4) 指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施する場合について

4 会議の概要

別紙のとおり

5 問い合わせ先

宮古市保健福祉部介護保険課

地域包括支援センター

電話 68-9086

令和6年度第2回宮古市地域包括支援センター運営協議会 開催結果

1、出席者 13名

大内健会長、松橋精二郎委員、湊谷寿邦委員、有原領一委員、高島健太委員、
下河原慎也委員、本田泰三委員、田中圭介委員、中里順子委員、小笠原得男委員、
菊地辰志委員、腹子あきこ委員、畠山千章委員、

2、欠席者 2名

川村喜直委員、昆恵委員、

3、事務局出席者 10名

三田地保健福祉部長、中野介護保険課長、八木いきいきライフ推進室長、
前川管理係長、永洞宮古市地域包括支援センター所長、同センター駒井主任、
松本地域包括支援センター統括課長、野崎みやこ中央地域包括支援センター管理者、
藤田たろう地域包括支援センター管理者、
小笠原第1層生活支援コーディネーター、

4、傍聴者

なし

5、議事等

(1) 令和7年度宮古市地域包括支援センター重点方針について

令和7年度宮古市地域包括支援センター重点方針について事務局から説明、
審議を行った。承認された。

(2) 令和7年度宮古市地域包括支援センター事業計画（案）について

令和7年度宮古市地域包括支援センター事業計画（案）について事務局から
説明、審議を行った。承認された。

(3) 条例改正について

条例改正について事務局から説明、審議を行った。承認された。

(4) 指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施する場合につ いて

指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施する場合につ
いて事務局から説明、審議を行った。承認された。

質問・意見	回答
【審議（１）令和７年度宮古市地域包括支援センター重点方針について】 （委員） 令和６年度の重点方針も９割９分同じ文章だった。令和６年度の実施した結果があって、その中で見えてきた色々な経験から課題が出てくると思う。その結果を受け止めて事業計画がでると思うが、どうなのか。 緩和型サービスについても、よく解からないので説明をお願いします。	（事務局） 以前、重点的な目標を掲げたときに、解かりづらいという指摘があった。何を評価しているかというところを明確にするために、現在実施している事業を書いている。確かに、どこを強調するのが無いので、資料作りから、より解かりやすく変えていきたいと思う。 １１月から２か所のデイサービスが指定を受けて始めている。介護予防に資するサービスというところで、国基準型しか無かったが、市独自として半日利用で、目的は交流や食事というところに重きを置いた形で可能なサービスを始めている。まだ始まったばかりで利用者が増えているわけではない。今後、もう少し周知の方を強くしていかなければならないと思う。高齢者の課題として、医療の問題や孤食がある。一人で食べることによって偏りがある。みんなで食べることで少しでも状態が良くなる等、食事というところを協調していく。緩和型サービスの目的は、今後も色々な課題等高齢者のニーズによると思う。そこを盛り込む形でケアマネジャーにもサービスのケアプランへの位置づけをしていきたい。
【審議（２）「令和７年度宮古市地域包括支援センター事業計画（案）について】 <質疑なし>	
【審議（３）「条例改正について】 （委員） 宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部	（事務局） 市内８ヶ所を社会福祉協議会に委託している。３職種、保健師、社会福祉士

を改正する条例の条例改正は、国の条例が改正されたことによって、宮古市の事業所にどのような変化が起きるかということを教えていただきたい。 今回、国の配置基準は柔軟化されたようだが、変更になったことによって、現状は変わらないということか。	と主任介護支援専門員を配置しているが、現在は常勤での配置で、国の基準に沿っての配置とされている。 そのとおり。
【審議（４）「指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施する場合について」】 <質疑なし>	
	《質問・意見なし》